

報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 178 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 188 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：幼児のオムツ交換をするための行為が道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号で規定する「日常生活上の世話」に該当することについて、奈良県警察本部及び各警察署が所属警察官に周知徹底を図ったもの。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ **審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。**
- ◎ 判 断 理 由：

○ 行政文書の不存在について

審査請求人は、「幼児のオムツ交換をするための行為が道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号で規定する「日常生活上の世話」に該当することについて、奈良県警察本部及び各警察署が所属警察官に周知徹底を図ったもの。」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているの、以下検討する。

道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号とは、道路交通法第 7 条第 3 項第 3 号に規定する幼児用補助装置の使用義務について、日常生活上の世話を行っている幼児を乗車させるときは当該義務が免除される旨定めた規定である。

道路交通法施行令の解釈運用については、警察庁からの通達等により統一的に示されるべきものと考えられるところ、審査請求人が開示を求めているのは、奈良県警察本部の各所属及び警察署が当該通達等の内容を所属警察官に周知徹底を図るために作成又は取得した行政文書のうち、幼児のおむつ交換をするための行為が道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号に規定する「日常生活上の世話」に該当することについて記載されたものであると解される。

諮問実施機関は、奈良県警察本部及び各警察署における研修資料等に当該記載が含まれている可能性があると考え、保有する文書を確認したところ、座席ベルトの取締りに関する記載は認められたが、幼児用補助装置の使用に関する記載は認められなかったとのことである。

もとより、研修資料等は、奈良県警察本部及び各警察署において、所属警察官に対し周知徹底する必要があると判断された内容を基に作成されるものと考えられ、当該通達等の内容の全てが網羅されていなければならないとは認められない。したがって、当該研修資料等に幼児用補助装置の使用に関する記載は含まれていないとしても、必ずしも不自然ではない。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開 示 請 求	平成 24 年	7 月 21 日		
② 決 定	平成 24 年	8 月 1 日	付けで不開示決定	
③ 審 査 請 求	平成 24 年	9 月 22 日		
④ 諮 問	平成 24 年	10 月 4 日		
⑤ 経 過	平成 27 年	11 月 18 日	第 189 回審査会	審議
	平成 27 年	12 月 16 日	第 190 回審査会	審議
	平成 28 年	1 月 13 日	第 191 回審査会	審議
	平成 28 年	2 月 23 日	第 192 回審査会	審議